

新型コロナウイルス感染症対策の主な取組み

【施設の感染症対策への支援】

○ 保育所等へのマスク配付

市の備蓄マスク等を保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等へ配布

○ 保育所等における感染症対策事業

市立保育所、私立保育所、市立幼稚園、私立幼稚園、私立小中学校、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（企業主導型保育事業所を含む）、放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援拠点施設、屋内遊び場、病児・病後児保育室等に対し、ハンドソープ、手指消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品を配布

○ 私立保育所等に対する感染症対策事業費補助金

私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（企業主導型保育事業所を含む）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設、病児・病後児保育室に対し、ハンドソープ、手指消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入費用や消毒作業に要する経費を補助

【施設の利用料に対する支援】

○ 放課後児童クラブ利用料減免事業

市からの要請により、放課後児童クラブの利用を自粛した保護者に対して、各クラブが保護者から徴収した利用料を返還するため、委託料を増額

○ 認可外保育施設利用料減免事業

市からの要請により、認可外保育施設の利用を自粛した保護者に対して、各施設に支払った保育料（自粛日数分）を補助

【子育て世帯の感染症対策への支援】

○ 妊婦感染症対策事業（国及び市のマスク配付）

妊婦に対し、国が一括購入した布マスク及び市が独自に入手した不織布製マスクを配布

○ 妊婦への新型コロナウイルス検査事業

妊婦の不安解消の一環として、新型コロナウイルス検査を希望する出産間近の妊婦に対して、検査に要する費用の全額を補助

○ 利用者支援事業等感染症対策事業

利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業において、窓口対応や居宅等訪問時に使用するマスク、ガウン及び消毒液などの物品や空気清浄機等の備品を購入

【子育て世帯等への経済的支援】

○ 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対し、対象児童1人につき1万円を給付

○ ひとり親世帯臨時特別給付金

児童扶養手当受給世帯等に対して、1世帯につき5万円（第2子以降1人につき3万円）、さらに、収入が減少した児童扶養手当受給世帯等へ1世帯につき5万円を給付

○ 特別定額給付金

新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限留意しつつ、簡素な仕組みでの確かつ家計への支援を行うため、給付対象者1人（令和2年4月27日現在、住民基本台帳に登録されている者）につき、10万円を給付（※DVにより避難されている方等は住民登録されている住所以外でも受給可能）

○ 新生児子育て応援特別給付金

国の特別定額給付金の給付対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児の保護者に対して、対象児童1人につき10万円を給付